

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「漆の里」輪島の自然が育む再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

石川県・輪島市

3 地域再生計画の区域

輪島市の全域

4 地域再生計画の目標

輪島市は、日本海に突き出した能登半島の先端「行き止まりのまち」といった表現がいかにも似合う位置にある。人口3万4千人、面積が426km²、山地が約80%と平地が極めて少ない市である。

本市は、県都金沢市から約100キロメートル北上する遠隔地に位置しながらも、大本山總持寺・輪島塗・朝市やキリコ祭りをはじめとする多彩で洗練された有形無形の伝統文化が多くある。その伝統文化は、私たちの先人たちが、その時々の問題を解決し、我がまちをよりよい姿にして次代に手渡そうと知恵を絞り、苦労して築いた魅力的なものばかりであることから、観光ブーム、能登ブームも手伝い、昭和30年代には年間1万5千人だった観光客が、昭和40年代には100万人、その後、平成3年には256万人まで膨れあがった。

しかし、観光客の嗜好は多様化し、海外旅行に加え、国内の地域間競争が激しくなるなかで、本市への入り込み客数はバブル崩壊後毎年減少し、平成14年には116万人とピーク時から140万人の減少となった。

さらに、昭和10年に金沢・輪島間に敷設された鉄道が65年間という永きにわたり、市民や観光客の交通手段として利用されてきたが、急速なモータリゼーションに伴い鉄道利用客が減少し、平成13年3月31日に「のと鉄道」輪島・穴水間が、廃線となった。

本市は奥能登観光の拠点として、鉄道の歴史とともに栄えてきたが、その鉄道が廃止されたことは、奥能登全体とりわけ本市においては非常に大きなダメージとなった。

そんな先行きの不安の中で、平成15年7月7日に能登の住民が長年待ち望んだ、能登空港が開港した。それにより羽田・能登定期便が1日2往復、約1時間の飛行時間で運行され「首都圏から見て能登は遠いところ」と言う感覚が大きく改善することになった。この機会を活かし、本市はもちろん能登の全自治体が首

都圏のみならず全国に情報を発信し、積極的に誘客活動を行った。そのおかげでバブル崩壊後はじめて、入り込み客数が平成16年度に140万人となり、対前年比で10%増加した。

このように、観光は多様化し、大本山總持寺・朝市やキリコ会館など従来の観光地に加え、懐かしい暮らしや伝統文化を自らが楽しむ、グリーンツーリズム等の体験型観光の需要が増加傾向にあることから、当市の山間部・農村では、重要無形民俗文化財である「あえのこと」「もっそう祭り」や、石川県無形文化財指定の「御陣乗太鼓」など、昔からの伝統文化が数多く残っており、暖かみのある能登の伝統文化に直接触れる「ここでしか味わえない・ここでしか体験できない」魅力ある地域づくりを行っている。

具体的な取り組みとして、平成11年度より毎年夏休み期間中に「子ども長期自然体験村」を開催し、横浜市より30名、石川県内より15名、市内から15名総勢60名の子ども達が、輪島塗沈金体験・森林散策・川遊び・豆腐づくり・味噌づくり・地曳網などの体験活動をしながら2週間一緒に生活するイベントを開催している。平成16年度には横浜市の参加者が45名と予定を上回る人気となった。

また、当市の南部地区では、グリーンツーリズムにより茅葺き屋根の葺き替え体験、里山の保全活動を通じて、茅葺き集落の保全を図っている。さらに今後の取り組みとして、西部地区での、厳しい日本海の冬から人家を守る間垣(ニガタケを使った防風柵)づくりや、日本一の雪割草群生地である猿山一帯や桶滝・男女滝などの自然環境がもたらした素朴な景観を活かした新しいメニューを開発したいと考えている。

このような中、豊富な素材がある山間部や農村部への主たる移動手段が自動車であることから、上記のような取り組みを促進するためには、山間部や農村部を結ぶ市道・林道を整備することが早急の課題となっている。

また、当市は昔から林業の盛んな地域で、人工林率も61%と高く、県木であるアテを多く植栽している。しかし近年山間部において、過疎化・高齢化が進んでいる事から、要除間伐林分が1,400haにも及んでいる。このことから、このまま放置する事は森林の機能低下・森林資源の損失に繋がり、地球温暖化防止機能の損失になりかねない。21世紀いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョンに於いても森林施業に於いても労働力の確保・コスト縮減は必要不可欠な条件となっており、また、高性能林業機械等を効率的・効果的に利用するためには、道路の走行性・安全性を高めなければならず、道路網の整備は急務となっている。

以上のことから、農山村部へ安全にアクセスする市道・林道を早急に整備するとともに、グリーンツーリズム関連事業を実施することにより、輪島にしかない魅力的な「自然と伝統文化」と「市民の知恵」に直接ふれていただく交流人口を

拡大し、地域活性化を目指す。

具体的な目標として、

(目標1) 農林業の振興と地域環境の改善(除間伐実施面積30%増加:H16現在33.4ha)

(目標2) 観光客がより安全に快適に観光地を周遊できる環境の整備(市道の未改良延長【車道幅員4.0m未満】232,846mの内4,875m改良)

(目標3) 交流人口の増加(観光客の入り込み客数を平成16年度140万人を平成21年度170万人に、また、宿泊者数22万人から30万人を目指す)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

林道内屋貝吹線は、本市三井町内屋と鳳珠郡門前町貝吹を結ぶ集落間林道であるが平成18年2月1日に、本市と門前町が合併し『新輪島市』が誕生する運びとなっていることから、両地域のアクセス林道としての大きな役割を担っている。また、林道小池線は、本市の西部地区に位置し、ミズバショウ群生地、風力発電所に通ずる路線であり、針葉樹、広葉樹の森などの自然環境にふれあうこともでき、広域基幹林道佐比野線にアクセスする重要な林道である。

また、16路線の市道を整備することにより、県内外から訪れる多く観光客に本市が独自に取り組んでいるグリーンツーリズム関連事業へ、安全・快適に周遊できるようにする。併せて、コミュニティーバス(通称:のらんけバス・愛のりバス)の運行区域の拡大を図る。

このように、林道・市道を一体的に整備することにより、農山村部に安全にアクセスする道路ネットワークを構築し、観光産業を活性化することにより地域の活性化を目指す。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

整備箇所については、別紙の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・市道(輪島市)輪島市 整備予定の16路線は市道認定済み
- ・林道(輪島市)輪島市 整備予定の2路線は森林計画に記載済

[事業期間]

- ・市道（平成17～21年度）、林道（平成17～19年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道 4.9 km、林道 6.0 km
- ・総事業費

市道	1,652,000千円	(内交付金	826,000千円)
林道	380,000千円	(内交付金	209,000千円)
合計	2,032,000千円	(内交付金	1,035,000千円)

5-3その他事業

5-3-1基本方針に基づく支援措置 該当なし

5-3-2基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取り組み 広域営農団地農道

地域再生法に基づく特別の措置を活用するほか、本計画の目標を達成するため、広域営農団地農道の整備を進めており全長L=12.9kmのうちL=8.1kmが完成、接続する市道を改良しアクセス向上を図る。また残り、L=4.8kmを平成22年度の全線開通を目指し工事を進める。林業地域総合整備事業では、既存の風力発電風車を取り囲んで水芭蕉群生地やカブトムシの森などの森林浴を楽しめる三蛇山森林公园を整備する。さらに、輪島市独自の以下の事業も総合的かつ一体的に行う。

グリーンツーリズム関連事業

A 子ども長期自然体験村

夏休みの2週間、自然豊富な輪島で石川県と横浜市の子どもたちが様々な体験をしながら一緒に生活する。

B グリーンツーリズム継続及び新規メニューの開発

西部地区の日本地の雪割草の群生地猿山や桶滝・男女滝などへのトレッキングコース、また、渡り鳥の一大オアシス舳倉島におけるバードウォッチングと組み合わせた新メニューを追加する。

C 修学旅行に対する助成制度

学校教育法に定める学校、専修学校の学生などにより輪島市内において実施される場合、一人当たり500円助成する。

D のらんけバス・愛のりバスの運行区域の拡大

(両バスとも観光客利用可)

のらんけバス：鉄道廃線に伴い駅前広場を廃止し、交通広場として拡大し整備した。それに併せ市街地中心部に平成13年4月1日よりコミュニティバス(100円バス)を運行した。平成14年4月1日に城兼団地コースを追加した。

道路整備後、久手川団地コースを運行を予定している。

愛のりバス：南志見小学校、町野小学校のスクールバスを児童と住民が相乗りして利用できるものである。

道路整備後、ルートを変更しバス停の追加を予定している。

E ふるさと体験実習館の運営

地引き網、いも掘り、わたふじ染め、わら細工、豆腐づくり、味噌造りが今後も体験できるように輪島市で助成する。

6 計画期間

平成17年度～21年度(5ヶ年)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に必要な調査を行い目標達成状況を把握し、県市で「地域再生協議会(仮称)」を開催し達成状況の評価、改善事項の検討等を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。